

共済だより 第326号(令和2年1月号)「共済積立貯金の一部書類の提出期限等が変更になります」の記事において誤りがありました。

つきましては、下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

記

共済だより裏面 「貯金払戻・解約金の送金スケジュール」カレンダーの下

誤	●解約は、金融機関の <u>営業日</u> の前営業日に送金します。
正	●解約は、金融機関の <u>末営業日</u> の前営業日に送金します。